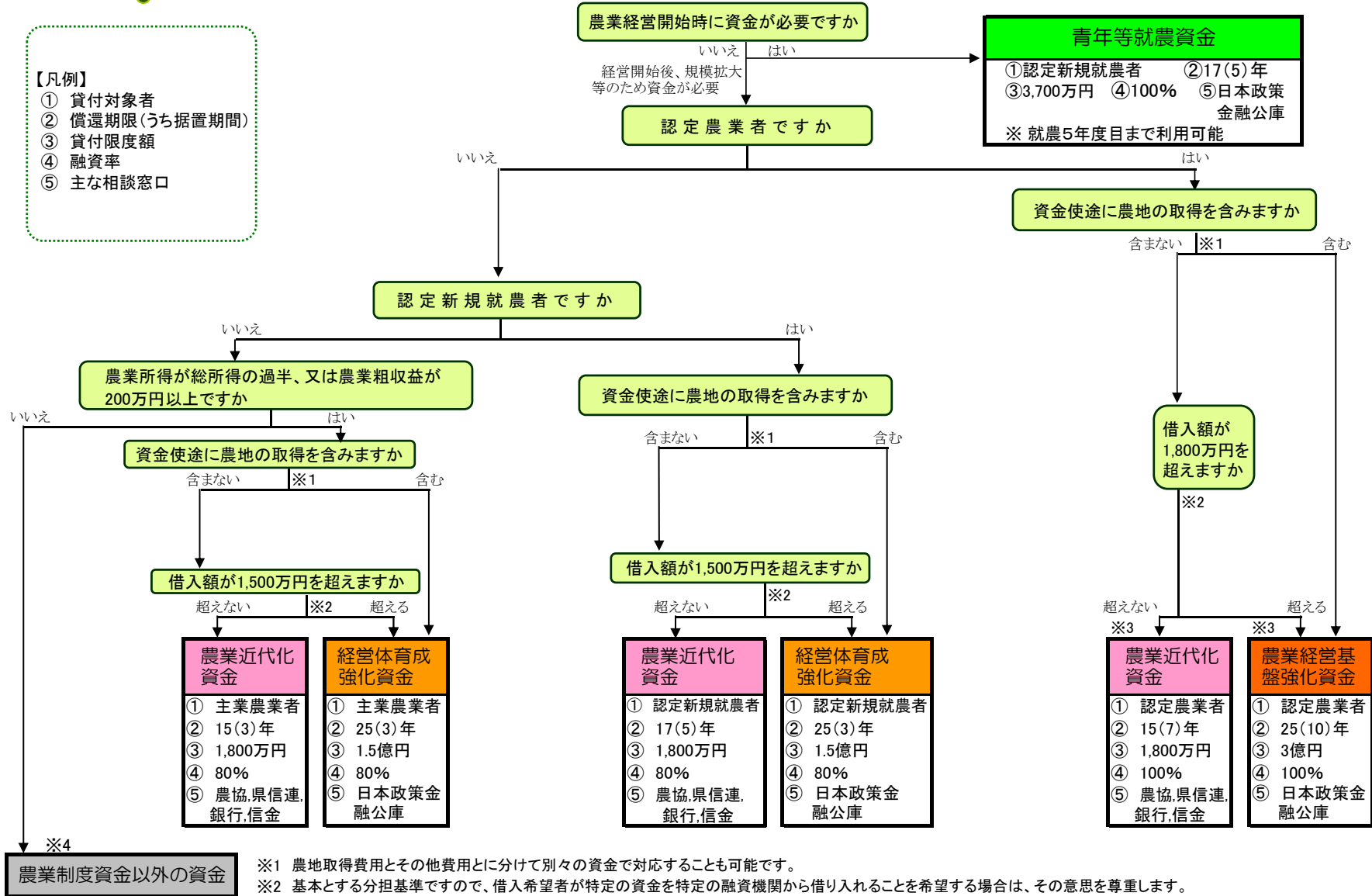


就農した個人が利用できる農業制度資金早見表

(農地の維持、施設・機械等の改良・造成等、その他農業経営の改善に必要な長期資金)

【凡例】

- ① 貸付対象者
- ② 償還期限(うち据置期間)
- ③ 貸付限度額
- ④ 融資率
- ⑤ 主な相談窓口



※1 農地取得費用とその他費用とに分けて別々の資金で対応することも可能です。

※2 基本とする分担基準ですので、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重します。
なお、認定農業者以外の農業者(個人)に対する愛媛県農業信用基金協会による無担保無保証人で保証対象となる限度額が1,500万円となります。

※3 ①「実質化された人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、②農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は③地域における継続農地利用者として市町が認める者であって、R5.3.31までの間に貸付決定された者は、貸付当初5年間に限り実質無利子となります。

※4 国の制度資金の対象にならない場合であっても、県の農林漁業共同化資金の対象になる場合があります。